

(パブリックコメント資料)

宅地建物取引業施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正案の概要

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成15年法律第101号)の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令において、宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令について以下の改正を行う。

1. 宅地建物取引業法施行令第2条の4関係

【宅地建物取引業法第33条(広告の開始時期の制限)及び第36条(契約締結等の時期の制限)の規定に基づく許可等の処分】

(追加する事項)

《建築基準法関係》

- ・第43条の2(敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する条例による制限の付加)
- ・第67条の2第3項第2号(特定防災街区整備地区内における建築行為に対する特定行政庁の許可)

《密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律関係》

- ・第197条第1項(防災街区整備事業の施行についての認可の公告後の建築行為等に対する都道府県知事の許可)
- ・第283条第1項(施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築物の建築に対する都道府県知事の許可)

2. 宅地建物取引業法施行令第3条関係

【宅地建物取引業法第35条(重要事項の説明等)の規定に基づく法令上の制限】

(追加する事項)

《建築基準法関係》

- ・第43条の2
- ・第67条の2第1項、第3項～第7項(特定防災街区整備地区内の建築物に係る制限)

《密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律関係》

- ・第197条第1項
- ・第230条(工事完了の公告までの個別利用区内の宅地の使用収益の停止)
- ・第283条第1項
- ・第284条(施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における土地等の有償譲渡の制限(都市計画法第52条の3の準用))

3. 不動産特定共同事業法施行令第6条関係

【不動産特定共同事業法第18条(広告の規制)の規定に基づく許可等の処分】

(追加する事項)

《建築基準法関係》

- ・第43条の2
- ・第67条の2第3項第2号

《密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律関係》

- ・第197条第1項
- ・第283条第1項

その他宅地建物取引業法施行令第2条の4、第3条及び不動産特定共同事業法施行令第6条につき、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の改正に伴い必要となる条文上の整理を行う。